

広域連合だより

発行 後志広域連合 総務課
〒044-8588 虹田郡俱知安町北1条東2丁目
TEL 0136-55-8010 FAX 0136-22-4466
メール soumu@shiribeshi-kouiki.jp
ホームページ <https://www.shiribeshi-kouiki.jp/>

第28号 令和2年4月

高橋広域連合長より新年度ご挨拶

令和2年度の広域行政の執行に当たりまして、皆様にご挨拶申し上げます。

後志広域連合は、関係町村が互いに連携し、事務・事業の共同執行、共同処理により、効率的で効果的な行政体制を構築し、後志広域連合広域計画に基づき、地域の一体的・総合的な発展に努めています。

現状と課題を精査し、目指すべき将来展望を見据え、事務を執り進め、住民福祉の増進を念頭に、広域計画の推進、さらには最小の経費で最大の効果を挙げる基本理念の下、諸課題に的確に対応するよう取り組んでまいります。

関係町村民の皆様、関係機関各位の、より一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

令和2年第1回後志広域連合議会定例会を開催

令和2年2月28日、俱知安町のホテル第一会館において、令和2年第1回後志広域連合議会定例会が開催されました。

冒頭に高橋広域連合長から令和2年度行政執行方針が述べされました。

議案の審議では、条例の制定1件、条例の一部改正2件、令和元年度補正予算3件、令和2年度各会計予算3件について審議され、いずれの案件も原案のとおり可決されました。

後志広域連合議会議員の紹介

議長： 岩井 英明（赤井川村）

副議長： 富樫 順悦（蘭越町）

議員： 中田 仁史（島牧村） 福本 誠一（黒松内町） 猪狩 一郎（ニセコ町）

佐伯 秀範（真狩村） 坂庭 進（留寿都村） 松橋 正樹（喜茂別町）

渡邊 昭（京極町） 古谷 真司（俱知安町） 矢瀬 政男（共和町）

宇留間文宣（泊村） 田中 正浩（神恵内村） 山本 俊三（積丹町）

堀 清（古平町） 宮本 幹夫（仁木町）

このページに関するお問い合わせ： 総務課 TEL 0136-55-8010

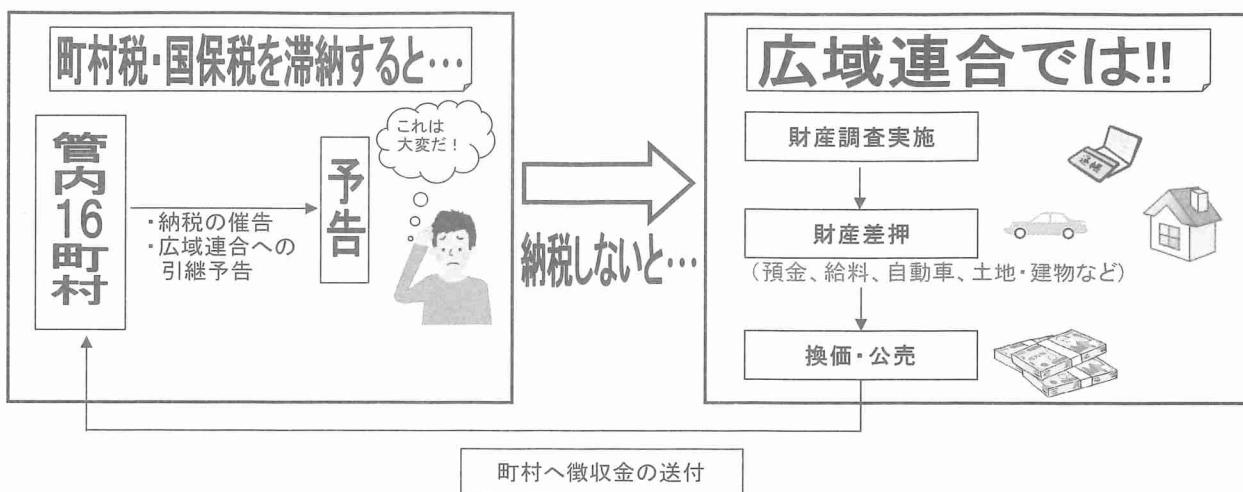
許しません。税金の滞納！！

=税務課からのお知らせ=

◆ 広域連合では悪質な滞納者に厳しく滞納処分を実施します

町村民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税は町村にとって貴重な自主財源です。財源が不足すると、住民サービスに影響を及ぼしかねません。また、ほとんどの納税者は納期内納税を行っていただいておりますが、このような納税者が報われる（正直者が馬鹿を見ない）社会を実現するためにも、高額・長期の滞納者や納税の意志が見られない悪質な滞納者は、町村から後志広域連合に税金の徴収業務が引き継がれます。

後志広域連合では、引受けた滞納者について、速やかに徹底した財産調査・捜索を行い、判明した財産について、直ちに差押えを行うなど、厳しい滞納処分を実施します。



◇ 合同公売会への参加とインターネット公売を実施します

後志広域連合では、債権（預金・給料等）の差押えのほか、動産、自動車（タイヤロックの装着）、不動産（土地・建物）なども差押え、公売処分を行ってきました。令和2年度についても、道央圏にて開催予定の合同公売会への参加とインターネット公売（ヤフージャパンの官公庁オークション）により、差押財産の換価を行います。

なお、インターネット公売は全国の公共団体等が出品していて、どなたでも参加できます。

合 同 公 告 会



タイヤロックの装着



※ インターネット公売についての詳しい内容は、「YAHOO！ 官公庁オークション」のホームページをご覧ください。（ <https://koubai.auctions.yahoo.co.jp> ）

このページに関するお問い合わせ： 税務課 TEL 0136-55-8011

特定健診を受診しましょう

=国民健康保険課からのお知らせ=

◇ 特定健診を受診していますか？

皆さん、1年に1度、特定健診を受診していますか？

自分は健康に自信があるから大丈夫、時間がないから健診に行く暇がない、毎月、病院を受診しているので健診は受けない…etc.

特定健診を受診していない「あなた」はきっと「損」をしていますよ！

特定健診は、生活習慣病を早期に発見できる重要な健診です。生活習慣病を発症するほとんどの方は自覚症状がないため、体調の不調を感じてから病院を受診すると、重症化している場合が多いのをご存じですか？また、定期通院でも生活習慣病のリスクを早期発見できない場合もあるため、健診を受けることはとても重要なことです。

さらに健診を受けず、気が付いた時に病気が重症化していると、入院、手術、定期通院など多くの医療費がかかり、病気中心の生活を強いられてしまいます。あなたとあなたの大切な家族のためにも、健康である自信を、また病気の早期発見のため、是非、1年に1度は特定健診の受診をしましょう！！

◇ 特定健診を受診するには

●お住いの役場担当窓口へ健診実施日時と医療機関を確認

各町村役場の広報誌等で健診のお知らせをしておりますので、そちらでもご確認願います。

みんなで受診できる集団健診とご自身の日程に合わせて受診できる個別健診がありますので、ご都合のいい方法を希望し受診をお願いします。

●受診日時と場所を決めて予約

●受診券を受取、受診へ

受診日程が決まると、受診券や必要書類が送付されますので、必ず中身を確認してください。

受診前の注意事項や必要なものをご確認いただき、受診してください。



特定健診の受診後は、特定保健指導の活用も！

◇ 特定保健指導って何？

特定健診を受診した後、受診しただけで満足してはいけません！

特定健診受診後に通知される結果がとても大事なものになります。この結果とメタボの判定結果をもとに、保健師や管理栄養士による専門家が、生活習慣病のリスクを軽減するようお手伝いするのが、特定保健指導です。

自分の健診結果を見て、自分で改善しようとするのはなかなか簡単なことではありませんよね？そのため、専門スタッフによる生活習慣の見直しを、面談やお電話等によりもっとご活用ください。



毎年の健診・保健指導の受診が、健康な生活を送るための秘訣です！

継続して受診しましょう！！

保険給付の円滑な実施のため、次期介護保険事業計画を策定します

後志広域連合では介護保険給付の円滑な実施のため、3年間を1期とする介護保険事業計画を策定しています。現在は、第7期（平成30年度～令和2年度）計画期間となり、令和3年度～令和5年度に向けて第8期後志広域連合介護保険事業計画を策定準備中です。計画策定にあたり、65歳以上の方に、『アンケート』の実施を予定しています。

令和2年の5～6月頃に対象となる方へアンケート用紙と返信用封筒を送付いたします。今後の介護保険制度運営に関する重要な調査となりますので、アンケート票がお手元に届きましたら、ご回答をお願いいたします。

第1段階から第3段階までの介護保険料が変わります

令和2年度の介護保険料（年額）については、第1段階から第3段階の保険料について公費負担による軽減の強化が図られます。変更後の段階別介護保険料（年額）については次のとおりです。

所得段階	対象となる方	保険料率	保険料(年額)
第1段階	●生活保護を受けている方 ●老齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税の方 ●世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額が80万円以下の方	(基準額) ×0.3	20,700円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の前年合計所得金額と課税年金収入額の合計が	80万円超 120万円以下の方	(基準額) ×0.5 34,500円
第3段階		120万円超の方	(基準額) ×0.7 48,300円
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が	80万円以下の方	(基準額) ×0.900 62,200円
第5段階		80万円超の方	(基準額) 69,100円
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が	120万円未満の方	(基準額) ×1.2 82,900円
第7段階		120万円以上 200万円未満の方	(基準額) ×1.3 89,800円
第8段階		200万円以上 300万円未満の方	(基準額) ×1.5 103,600円
第9段階		300万円以上の方	(基準額) ×1.7 117,500円

※平成30年度～令和2年度までの保険料の基準額は69,125円です。

※年間の保険料は100円未満切り捨てして算出されます。

※第4段階～第9段階の保険料については令和元年度の保険料額と変更ありません。